便所性能評価業務方法書

第1条 適用範囲

本業務方法書は、以下の性能評価に適用する。

- (1)建築基準法施行令第29条の認定に係る性能評価
- (2)建築基準法施行令第30条第一項の認定に係る性能評価

第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下のとおりとする。様式、その他については別に定める申請要領によることとする。

- (1)性能評価申請書
- (2) 浄化槽等性能評価申請概要書
- (3)構造・機能説明書
- (4)設計基準
- (5)標準設計諸元表
- (6)材料・材質及び機械設備の仕様
- (7)標準設計図
- (8)技術資料
- (9)第3条(2)1),2),3),(3)1)のそれぞれの に掲げる試験体により、 に掲げる試験を行った試験結果の報告書(ただし、既存のデータ、計算等により試 験によらず、判定基準に適合することを証明できる場合は、証明に必要な書面)
- (10)施工要領書
- (11)維持管理要領書
- (12)会社概要
- (13)その他

第3条 評価方法

- (1)評価の実施
 - 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い、第1条(1)項に係る性能評価にあっては(2)項に示す評価基準、第1条(2)項に係る性能評価にあっては(2)項及び(3)項に示す評価基準に従って評価を行う。
 - 2) 評価員は、評価上必要あるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
 - 3)評価員は、評価上必要あるときは、試験等に立ち会うことが出来るものとする。

(2)評価基準

1) 満水して24時間以上漏水しないことの確認。

次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。

試験体:評価対象となる実器の便槽を用いる。なお、第1条(2)項に係る性能評価にあっては、便器から便槽までの汚水管を含むものとする。

試験方法:試験体に水を縁一杯満たし、24時間以上放置し、便槽内水の水位減 少具合を目視で確認する。なお、この際水位の減少具合が判別できるよ うにスケール等を容易に脱落しないように設置しておく。また、接続口 等がある場合は、当該接続口等からの水漏れの有無を確認する。

判定基準:試験体、接続口等からの漏水がないこと(水位の減少がないこと)。

参考:日本工業会規格「A 1704住宅用設備ユニットの漏れ試験方法 4 . 水張りによる漏れ試験方法」

2) 屎尿の臭気が、建築物の他の部分又は屋外に漏れないことの確認。 次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。

> 試験体:評価対象となる実器の便槽を用いる。便槽自体の漏気性能を確認する ため、便槽と便器、臭突、フタとの接続部などの開口となる部分を密閉 状態とする。

> 試験方法:試験体に、コンプレッサーを連結してある煙り発生器を接続する。コンプレッサーより煙り発生器を通じて空気を送風することにより、試験体に煙を移送させる。試験体の端部を開いて煙が充満したことを確認した後、これを密封し、煙の漏れの有無を調べる。

判定基準:試験体、接続口等から、目視により煙の漏れがないこと。

参考:日本工業会規格「A 1704住宅用設備ユニットの漏れ試験方法 5 . 空気圧又は 煙による漏れ試験方法」

3) 設置を予定する地域における最大雨量に対し、便槽内に雨水等が進入しないことの確認。 次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。

試験体:評価対象となる実器の便槽を用いる。便槽周囲の状況を実際の設置方法と同様の方法で設置する。

試験方法:設置を予定する地域における最大雨量により、直接便槽に流入する雨水又は当該雨量により便槽の開口部の周囲に滞留するおそれのある地表水・土砂等を想定し、当該雨水又は土砂等が便槽の汚水がある部分に到達するか否かを検証する。

判定基準:雨水又は土砂等が便槽の汚水がある部分に到達しないこと。

(3)評価基準

1)大便器及び小便器から便槽までの汚水管

次に定める試験に対する結果の提出を求め、これに基づき評価を行う。

試 験 体:評価対象となる便器、汚水管の材料を用いる。

試験方法:日本工業会規格「A 4417住宅用便所ユニット」付表中の「耐汚染性」 の試験方法又はこれに準ずる方法による。

判定基準:日本工業会規格「A 4417住宅用便所ユニット」付表中の「耐汚染性」 の判定基準による。

2)標準設計図より、外部から便槽に至るまでのいずれかの部分において「はえ」の侵入を防止するための設備が設けられていることを確認する。

第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1)評価番号、評価完了年月日
- (2)申請者名(会社名、代表者名、住所)
- (3)件名
- (4)適用範囲
- (5)評価内容(審査内容)概略
- (6)評価結果
- (7) その他評価過程で性能評価書に記述が必要と考えられる事項